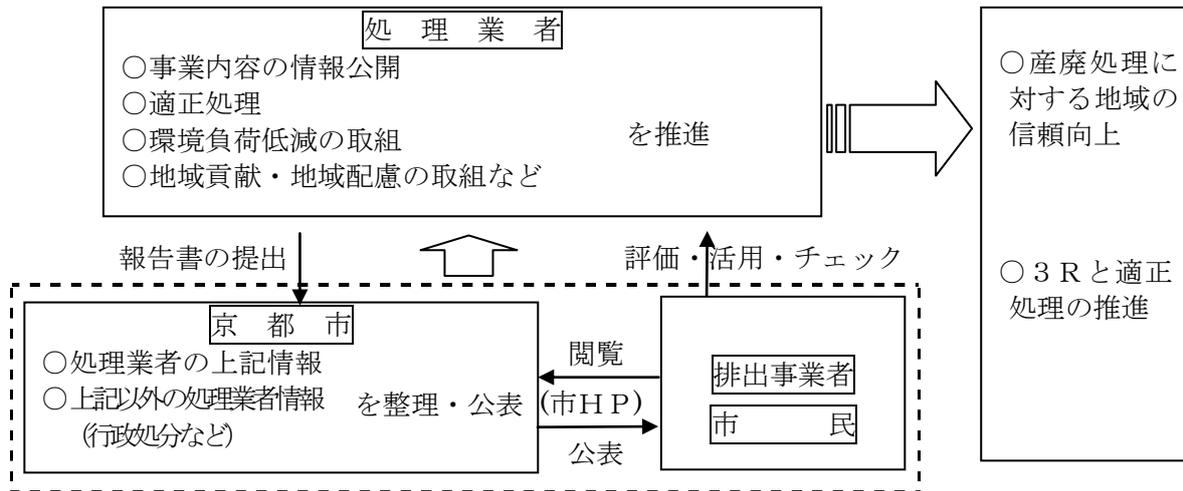


## 「産廃処理業者情報公表制度」の実施状況

### 1 制度概要

<イメージ図>



#### ※ 処理業者の責務

自らの事業内容等に係る情報を広く発信するとともに、適正処理の確保、環境負荷の低減、地域社会への貢献等の取組を進め、地域における産業廃棄物処理に対する信頼を得るよう努めること。

#### ※ 排出事業者の責務

処理業者の事業内容等に係る情報を収集し、産業廃棄物の3Rの推進及び適正処理の確保の観点から、適切に処理業者を選択するよう努めること。

→ 制度を推進し、責務を果たすことができる状況にする必要がある。

### 2 実施状況（平成24年4月～）

#### (1) 報告書提出事業者数

市内中間処理業者51社のうち6社

（参考）法による優良認定を受けた中間処理業者は2社

#### (2) 当面の取組

ア 中間処理業者に対する報告書提出の働きかけ

イ 排出事業者に対する情報提供・周知 → 裏面参照

ウ その他（HPの整理等）